

「令和元年台風第19号群馬県災害義援金」募集要綱（第3版）

社会福祉法人 群馬県共同募金会

1 趣旨

台風19号により家屋の浸水や倒壊等の災害が発生し、群馬県内12市13町5村に災害救助法が適用されました。群馬県共同募金会（以下「本会」という。）はこの災害により被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

令和元年台風第19号群馬県災害義援金

3 受付期間

令和元年10月21日（月）から令和2年3月31日（火）まで

4 義援金受付方法

（1）群馬銀行

支店名	県庁支店（支店コード103）
口座番号	普通0631487
口座名義	社会福祉法人群馬県共同募金会
備考	※同行本支店間の窓口からの振込手数料は無料です。 一般社団法人全国地方銀行協会に加盟する地方銀行の本支店の窓口からの振込手数料は無料です。 ATM・インターネットバンキングからの振込は所定の手数料がかかります。

（2）ゆうちょ銀行

振替口座番号	00180-5-293471
口座名義	群馬県共募令和元年台風第19号災害義援金
備考	※同行本支店間の窓口からの振込手数料は無料です。 ATM・インターネットバンキングからの振込は所定の手数料がかかります。

5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金は、群馬県へ拠出し、群馬県が設置する義援金配分委員会を通じて、被災者に配分されます。

6 義援金の課税上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。

確定申告に際しては、各金融機関等で受け取る振込金受領書又は本会発行の領収書に「令和元年台風第19号群馬県災害義援金」募集要綱を添えてご提出ください。

【該当する税制優遇措置】

- ・所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第 37 条の 2 第 1 項及び同法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

災害義援金のみ取り扱います。

救援物資・物品は取り扱いませぬ。

- 8 この要綱は令和 2 年 1 月 28 日（火）から施行します。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人群馬県共同募金会
〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町 1 3 - 1 2
群馬県社会福祉総合センター 4 階
TEL:027-255-6596/FAX : 027-255-6214
E-mail:info2@akaihane-gunma.or.jp